随意契約の内容の公表

担当部課	総務部 総務課
契約締結年月日	令和6年10月4日
業 務 名	衆議院議員総選挙ポスター掲示場設置及び撤去等業務
業務の概要	ポスター掲示場(8区画2段式)の作成(148枚)並びに指定箇所 (148箇所)への設置、管理及び撤去。
契約金額 (税込)	金 3,028,080 円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。
契約の相手方	株式会社中部選挙設備
根 拠 規 定	 地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること) □ 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。 □ 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。 ■ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 □ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 □ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 □ 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 □ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	衆議院議員総選挙の公示日が令和6年10月15日であり、早急にポスター 掲示場の設置する必要があるが、突然の衆議院解散により時間的余裕がない ため、前回の選挙実施時に問題なく履行した実績があり、即時対応可能であ ることが確認できた株式会社中部選挙設備と随意契約を締結した。

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、 総務部 総務課です。